

男女共同参画推進の条例に

ご意見をお寄せください

本市では、市民一人ひとりがその性別に関わらず、個性と能力を十分に発揮し、自分らしく生きる「男女共同参画社会」の実現を目指しています。このたび、男女共同参画を推進するために、地域の法律である「条例」を、市と市民の「協働」という初めての試みで作ることになりました。

この条例について、皆さんの「ご意見をお寄せください。」対象は市内に在住・在勤・在学



調理実習の講座には男性の参加も

の人、または市内の事業者や団体 意見の書き方「男女共同参画を推進するための条例の基本的な考え方（検討骨子）」を読み、次の項目ごとに記載。

名称 前文 目的 定義 基本理念 責務 禁止項目 基本的施策 推進体制の整備 拠点施設 苦情の処理など。検討骨子は市役所5階企画調整課、同2階情報公開コーナー、市ホームページ、男女共同参画セミナー会場にあります。提出方法「9月24日～10月15日」に意見とその理由・住所・氏名を明記し、市役所企画調整課へ郵送または直接、本市ホームページからも意見を提出できます。その他「意見は後日、ホームページに掲載。それに対する市の考え方も公表しますが、個々の意見に対する回答は行いません」

これまでの条例検討の経過

全国的に男女共同参画への動きがスタート
最近では、女性も男性も性別に

とらわれることなく、家庭、地域、職場などで責任を分かち合える社会が求められています。このうち、平成十一年六月二十三日に「男女共同参画社会基本法」が施行。その第九条に、「地方公共団体の責務」が明記されたことをきっかけに、全国の県や市町村で、男女共同参画への取り組みが一段と活発になりました。

地域の特性を生かした男女共同参画社会の実現のために、独自の条例を制定する動きが全国的に広がっています。
本市でも本格的に

本市が最初に条例制定の検討を始めたのは、市議会の論議がきっかけとなった平成十三年春でした。女性政策を推進する女性行動計画「まえばしWindプラン21」が策定され、これから男女平等の課題について本格的に取り組もうとしていたときでした。

しかし、まだ一般的には関心が低く、「男女共同参画」という言葉すら知らない人が大部分

でした。
条例制定で男女共同参画社会へ

そのような中、条例の検討が始まりましたが、「なぜ男女共同参画を推進するための条例が必要か」ということが課題に。そして、「条例の制定を本市の男女共同参画社会実現への第一歩とする」という結論が導き出されたのです。

本市の条例づくりの特色

市民の皆さんと市が協働
市民代表十五人からなる前橋市男女共同参画推進協議会と市の職員検討組織である男女共同参画庁内推進会議が、それぞれ検討骨子案をまとめました。同協議会では、「21世紀の新しいまえばしをつくるために」という条例制定のための提言を、今

男女共同参画セミナーに参加を

日時「9月29日 午後1時～4時15分 会場」県公社総合ビル（大渡町一丁目） 対象「一般、先着三百人 内容」元日本テレビアナウンサー・石川牧子さんの講演、パネルディスカッション、ビデオ上映など その他「駐車場は、

年六月十七日に市長へ提出しました。

パブリック・コメント制導入
今回、市民の皆さんからの意見（パブリック・コメント）を寄せていただくため、二つの条例骨子案を一つにまとめ、男女共同参画を推進するための条例の基本的な考え方（検討骨子）を作りました。

パブリック・コメント制
行政機関などの意思決定過程において、広く素案などを公表し、それに対して出された意見・情報を考慮して意思決定を行う制度のこと。

問い合わせは企画調整課
890 6517へ。



公社ビル駐車場またはグリーンドームパーキングへ。手話通訳および託児希望者は事前に予約 申し込み「企画調整課 890 6517へ